

石巻市ソーシャルメディア運用ポリシー

開設所属	保健福祉部子育て支援課
責任者	子育て支援課長
発信情報	石巻市こども若者委員の活動の様子やこども若者委員の制作した資料の発信
利用目的	①こども若者委員の活動の様子を発信し、こどもや若者の社会参画の理解等について広く促進を図る。 ②こども若者委員がまちの魅力等を広く発信することで、地域の活性化に寄与する。
利用するソーシャルメディアの種類	Instagram
アカウント名	[公式] 石巻市こども若者委員
登録URL (開設後に記載可)	https://www.instagram.com/kowaka_ishinomaki/
運用開始日	令和7年12月1日
運用時間	月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分（祝日及び年末年始を除く）ただし、それ以外の時間に発信する場合があります。
投稿に対する返信	必要に応じて投稿に対する回答を行います。ただし、全ての投稿を閲覧し投稿に対して回答することを保証するものではありません。
備考	このアカウントは石巻市から業務委託された「特定非営利活動法人子どもにやさしいまちづくり」が運用しています。

(その他)

1 注意事項

以下に定める禁止事項に反する投稿は予告なく削除し、投稿した利用者を制限することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの掲載
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの^{ひぼう}
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など石巻市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び根拠のないもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) その他石巻市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

2 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、石巻市又は原著作者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

3 免責事項

- (1) 石巻市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたどのような損害についても、一切の責任を負いません。
- (2) 石巻市は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があります。